



長野県報

6月15日(木)
令和5年
(2023年)
第414号

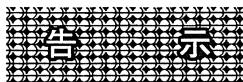
目次

告示

公共測量の実施(3件)(建設政策課).....	1
公共測量の終了(建設政策課).....	2
長野県議会議員一般選挙における当選の効力に関する異議の申出に対する決定(選挙管理委員会).....	2
昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会).....	5

公告

地方公務員等共済組合法に基づく令和4年度決算の要旨(市町村課).....	6
--------------------------------------	---



長野県告示第337号

中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年6月15日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 基準点測量
- 作業期間
令和5年6月19日から令和5年12月26日まで
- 作業地域
木曾郡大桑村

建設政策課

長野県告示第338号

塩尻市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年6月15日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 塩尻市基盤地図修正
- 作業期間
令和5年5月22日から令和6年1月31日まで
- 作業地域
塩尻市

建設政策課

長野県告示第339号

麻績村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年6月15日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 数値地形図データ修正（地図情報レベル1,000）
- 作業期間
令和5年5月9日から令和6年1月31日まで
- 作業地域
長野市、千曲市、東筑摩郡麻績村、東筑摩郡筑北村

建設政策課

長野県告示第340号

野沢温泉村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年6月15日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 野沢温泉村都市計画基本図作成業務委託
- 作業期間
令和4年6月1日から令和5年3月31日まで
- 作業地域
下高井郡野沢温泉村

建設政策課

選告示第31号

令和5年4月9日執行の長野県議会議員一般選挙における当選の効力に関する異議の申出に対して、当委員会は、次のとおり決定しました。

令和5年6月15日

長野県選挙管理委員会委員長 北島 靖生

決 定 書

長野県塩尻市大字広丘吉田2902番地216
異議申出人 都 筑 文 男
長野県松本市城西2丁目1番10号
異議申出人 都筑文男代理人 弁護士
林 一 樹

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和5年4月21日付けで提起された令和5年4月9日執行の長野県議会議員一般選挙塩尻市選挙区（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、当委員会は、次のとおり決定する。

主 文

この異議の申出を棄却する。

異議の申出の要旨

申出人は、本件選挙における当選人續木幹夫の当選を無効とするとの決定を求めるものである。

その理由とするところは、次のとおり開披再調査が必要と主張するものである。

- 当選人續木幹夫が6,672票、次点者の都筑文男が6,650票とその差22票と僅差であり、再調査の結果により当落が逆転する可能性がある。
- 都筑文男（つづくふみお）と續木幹夫（つづきみきお）の名前が酷似しており、票の混入の可能性がある。
- 無効とされた票260票のうちに都筑文男の有効票がある可能性がある。
- あん分票（その有無は不明であるが）の中に都筑文男の得票とされる可能性のある票がある。

決定の理由

本件選挙は、定数2であるところに、候補者柴田憲子、候補者續木幹夫、候補者丸山壽子、候補者都筑文男（届出順）の4名が立候補し、令和5年4月9日に投・開票が行われた。

その結果、同日開催された選挙会において、得票順に、当選人を丸山壽子、續木幹夫の2名と決定し、次点者は申出人の都筑文男であった。最下位当選人と次点者の得票数の差は22票であった。

なお、候補者都筑文男は戸籍の氏のひらがな読みにより通称を「つづく文男」と、候補者續木幹夫は戸籍の氏及び名の一部のひらがな読みにより通称を「つづ木みき夫」と届け出していたものである。

本件選挙に関し、令和5年4月21日、当委員会は申出人から本件申出を受理した。

当委員会は、申出理由に係る事実を確認するため、塩尻市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対して本件選挙に係る関係資料の提出を求めるとともに、本件選挙の選挙長（開票管理者）及び選挙立会人（開票立会人）並びに開票事務従事者のうち効力判定の責任者及び同補助者並びに市委員会事務局長に証人尋問を行い、慎重かつ厳正に審理を行った。

その結果は次のとおりである。

なお、本件選挙では公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第79条第1項の規定により、開票事務が選挙会事務に併せて行われており、同条第3項の規定により、開票管理者又は開票立会人は、選挙長又は選挙立会人をもってこれに充てられており、また、開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載されている。

1 本件選挙に係る開票事務及び選挙会事務について

当選の効力に関する訴訟において、当選無効となる違法事由は、「当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その（当選無効）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（名古屋高裁平成4年（行ケ）第1号・同4年12月17日判決、同旨東京高裁昭和27年（ナ）第11号・同28年2月17日判決参照）とされている。そこで、当委員会は本件選挙における開票事務及び選挙会事務の執行について適法、適正に行われたかについて厳正に審理を行った。

市委員会から提出された関係資料及び関係者の証言によれば、本件選挙の開票事務及び選挙会事務は、概ね次のとおり行われたものと認められる。

本件選挙における開票事務及び選挙会事務は令和5年4月9日午後9時から、選挙長及び4名の選挙立会人のほか、106名の開票事務従事者により、塩尻市立体育館において次の手順により行われた。なお、選挙立会人4名は、申出人を含む本件選挙の4名全ての候補者がそれぞれ届け出た者である。

- (1) 塩尻市内の各投票所から本件選挙の開票所である塩尻市立体育館に運搬されてきた投票箱は、開票管理者の職務に当たっている選挙長の「開箱開始」の宣言により開箱担当者により一斉に開かれ、開披台の上に全ての票が取り出された。
- (2) 開披分類係（23名）が、それぞれ開披台の上に取り出された票を開披して、有効票（候補者の氏名、氏又は名が正しく記載されたもの。以下「明らかな有効票」という。）、点字投票、疑問票及び白票に分類した。明らかな有効票については、候補者別にトレイに分類するとともに、疑問票及び白票はそれぞれの分類カゴに入れて分類し、点字投票については判定係に回付した。
- (3) 開披分類係による票の分類が開始された後、回付係（7名）が開披台を巡回し分類された票を回収して、明らかな有効票については第1内容点検係に回付し、疑問票及び白票については判定係に回付した。
- (4) 第1内容点検係（10名）は、候補者別に分類・回付された明らかな有効票の中に、他の候補者票又は疑問票及び白票の混入がないか点検し、点検が済んだ候補者票を第1枚数計算係に回付した。なお、疑問票及び白票が混入されていた場合は判定係に回付した。
- (5) 第1枚数計算係（10名）は、第1内容点検係から回付された明らかな有効票を、枚数計算機により100票ずつ計算しクリップ止めにして、「有効投票効力決定表」を付し、票数を記入し責任者が押印して、第2内容点検係に回付した。
- (6) 第2内容点検係（8名）は、第1枚数計算係から回付された明らかな有効票の100票ごとの束について、有効投票効力決定表に記載されている候補者名と票の候補者名が合致していることを確認し内容を再点検した上で、責任者が有効投票効力決定表に押印して第2枚数計算係に回付した。
- (7) 第2枚数計算係（10名）は、第2内容点検係から回付された明らかな有効票の100票ごとの束を、枚数計算機により再計算し、責任者が有効投票効力決定表に押印して、第1集計係に回付した。
- (8) 第1集計係（3名）は、票束の表示を確認して得票数集計表により得票を集計し、有効投票効力決定表に責任者が押印して選挙立会人に回付した。
- (9) 選挙立会人は第1集計係から回付された明らかな有効票の100票ごとの束を点検した上で有効投票効力決定表に押印し次の選挙立会人に回付した。最後の選挙立会人が点検の上押印した後、選挙長に回付した。
- (10) 選挙長は、選挙立会人から回付された明らかな有効票の100票ごとの束について点検した上で有効投票効力決定表に押印し効力決定を行った後、第2集計係に回付した。
- (11) 第2集計係（3名）は、選挙長から回付された票束について、票束の表示を確認して得票数集計表により得票を集計し有効投票効力決定表に責任者が押印した上で、集計の終わった明らかな有効票の束は500票ごとの束として輪ゴム止めにして票保管管に集積した。
- (12) 判定係（8人）は、開披分類係、第1内容点検係及び第2内容点検係から回付された疑問票、白票及び点字投票について以下

のとおり効力の判定を行った。

ア 回付された票を枚数計算機で数えて、枚数を記録した。

イ 回付された票について、容易に有効と認められる票、判定困難な票及び白票に分類した。

ウ 容易に有効と認められる票は候補者ごとに分類し、候補者別に「有効投票効力決定表」を付し、責任者が押印して、第2枚数計算係に回付した。

エ 判定困難な票に分類した票については、判定係内で協議の上、有効と認められる票及び無効票に分類した。

オ 特に判定に疑義のある票については、責任者を中心に判定係全員で協議を行った。

カ 判定困難な票のうち有効と認められる票は、類似のパターンごとに「投票効力決定表」を付し責任者が押印して第2枚数計算係に回付した。

キ 無効票は、無効事由ごとに「無効投票効力決定表」を付し責任者が押印して、第2枚数計算係に回付した。

ク 点字投票については、専門の職員が判読を行った。

なお、関係者の証言から、判定係の職員は経験豊富な職員が充てられていることに加え、特に本件選挙においては候補者の氏名が類似していることを踏まえ、事前に判定責任者及び同補助者を中心に十分に判例等の検討を行った上で効力判定に係る資料を作成し、打ち合わせ会議を行うなど万全な準備を行ったことが認められる。また、「都筑」と「續木」の読み方については、市民の中で日常的に読み間違いが起りやすいことから、できる限り選挙人の意思をくむため、過去の判例（昭和32年9月20日最高裁判所第二小法廷判決）等を踏まえ、氏名が混記された票であっても一概に無効とするのではなく、「つづく幹夫」「つづき文男」のように氏と名のうち間違いにくい名の方を正確に記載している場合は、名を正確に記載されている候補者の有効票と認め得ることなどについて事前に確認し準備していたことが認められる。これに従って有効と判定した票が都筑候補、續木候補それぞれ同程度存在したとの証言もあり、事前に十分な準備を行い適正に判定されたものと認められる。

判定係が有効、無効の判定をした票については、判定困難な票のうち有効と認められる票は、類似のパターンごとに「投票効力決定表」を付し、無効票は、無効事由ごとに「無効投票効力決定表」を付し第2枚数計算係に回付され、その後、明らかな有効票とは別に第1集計係、選挙立会人、選挙長に回付されており、全ての選挙立会人及び選挙長の点検を受け、投票効力決定表への押印がなされ、効力が決定された後、第2集計係に回付され適正に集計されている。

集計の結果、本件選挙の投票総数は23,906票、有効投票数は23,646票、無効投票数は260票であり、投票総数23,906票と投票者数23,906人も一致しており持ち帰り票等もなかった。同日開票事務に引き続き開催された選挙会において、開票の結果が確認され、丸山壽子候補（得票総数6,946票）と續木幹夫候補（同6,672票）の2名が当選人と決定され、申出人の都筑文男候補（同6,650票）、柴田憲子候補（同3,378票）の2名は落選となった。選挙会は、選挙長及び4名の選挙立会人全員による選挙録の審査、署名及び押印を経て、令和5年4月9日午後11時に終了した。

なお、選挙立会人に対しては開票事務に先立ち、同日午後7時から選挙立会人打ち合わせ会議が開催され、選挙立会人の主な任務について、投票の効力を点検し投票効力決定表に押印すること、投票の効力の決定に際し意見を述べることができることなどについて市委員会から説明されている。

以上のとおり、市委員会から提出された関係資料及び関係者の証言から、開票事務及び選挙会事務に係る一連の手続きは事前の十分な準備のもと適法、適正に執行されたものと認めることが相当である。

2 申出人の主張に係る当委員会の判断

(1) 票の混入について

申出人は、都筑文男と續木幹夫の名前が酷似しており、票の混入の可能性があると主張する。

まず、明らかな有効票については、上記1の(2)、(4)及び(6)のとおり、開披分類係で候補者ごとに分類され、その後、第1内容点検係及び第2内容点検係により重ねて内容点検が行われ、票の混入の有無が厳重に点検されている。その上で選挙立会人及び選挙長に回付され、全ての選挙立会人及び選挙長がそれぞれ点検し、有効投票効力決定表に押印の上、適正に効力が決定されている。また、関係者の証言からも、各候補の有効票に他の票の混入があった事実は認められない。

次に、無効票については、判定係による効力判定を経て、無効事由ごとに無効投票効力決定表を付して選挙立会人及び選挙長に回付され、全ての選挙立会人及び選挙長がそれぞれ点検し、無効投票効力決定表に押印の上、効力が決定されている。関係者の証言からも、回付された無効票の中に都筑候補の有効票と判断してもおかしくないと思われた票があった事実は認められず、また、全ての選挙立会人から特段の意見がなく前述の無効投票効力決定表に押印している事実が認められた。

また、疑問票については判定係の判定を経て、有効、無効に分類され、有効とされた票については、明らかな有効票とは別に、類似のパターンごとに投票効力決定表を付し、選挙立会人及び選挙長に回付されている。また、無効とされた票については無効事由ごとに無効投票効力決定表を付し、選挙立会人及び選挙長に回付されている。

前述のとおり、判定係においては、本件選挙に際し、事前に判定責任者及び同補助者を中心に十分に判例等の検討を行うなど万全な準備を行い、適正に判定されたものと認められる。また、関係者の証言からも判定係が判断した有効票及び無効票について全ての選挙立会人及び選挙長がそれぞれ点検し、選挙立会人からは特段の意見はなく前述の投票効力決定表に押印され、適正に効力が決定されたものと認められる。

したがって、都筑文男と續木幹夫の名前が酷似しており、票の混入の可能性があると申出人の主張には理由がなく認められない。

(2) 無効票260票の中に都筑候補の有効票がある可能性について

申出人は、無効とされた票260票のうちに都筑文男の有効票がある可能性がある旨主張する。

本件選挙の選挙録によると、無効投票260票の内訳は、「白紙投票」が最も多く130票、以下「単に雑事を記載したもの」が39票、「単に記号、符号を記載したもの」が37票、「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」が37票、「候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの」が15票、「候補者の氏名のほか、他事を記載したもの」が2票であった。

無効票については、上記(1)のとおり判定係による効力判定を経て、無効事由ごとに無効投票効力決定表を付して選挙立会人及び選挙長に回付され、全ての選挙立会人及び選挙長が点検の上押印している。これについて、回付された無効票の中に都筑候補の有効票と判断してもおかしくないと思われた票があったとの証言はなく、また、全ての選挙立会人から特段の意見はなく前述の無効投票効力決定表に押印している事実が認められたのは前述のとおりである。

また、関係者の証言から無効投票の内訳についても適正に分類されていたことが認められ、特に、「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」37票のうち、都筑候補と續木候補に係る無効票は数票であり、これらについては判定係で確実に無効と判定した票であることが認められる。それ以外の票は、いずれの候補者を記載したか全く確認できない票であった旨の証言があり、これらについても適正に無効と判定されたものと認められる。

したがって、無効とされた票260票のうちに都筑文男の有効票がある可能性があるという申出人の主張には理由がなく認められない。

(3) あん分票の中に都筑文男の得票とされる票がある可能性について

申出人は、あん分票（その有無は不明であるが）の中に都筑文男の得票とされる可能性のある票がある旨主張する。

あん分票は公選法第68条の2の規定により、同一の氏名、氏又は名の候補者が二人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は有効とされ当該候補者の有効投票数に応じてあん分されるところ、本件選挙において、同一の氏名、氏又は名の候補者はおらずあん分票は存在しない。

したがって、あん分票の中に都筑文男の得票とされる可能性のある票があるという申出人の主張には理由がなく認められない。

上記(1)、(2)及び(3)のとおり、開披再調査の結果により当落が逆転する可能性があるという申出人の主張には理由がなく認められない。

3 結論

上記1及び2のとおり、本件選挙における開票事務及び選挙会事務は事前の十分な準備のもと適法かつ適正に実施されており、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法など当選人の当選を無効とするに足る違法事由は何ら認められない。また、申出人は当選人續木幹夫が6,672票、次点者の都筑文男が6,650票とその差22票と僅差であり、開披再調査の結果により当落が逆転する可能性がある旨主張するが申出人から具体的な理由は示されていない。当委員会の審理においては、上記のとおり投票の効力の判定について、候補者の氏名が類似していることを踏まえ事前に十分に検討を行った上で適法かつ適正に行われ、全ての選挙立会人から特段の意見はなく投票効力決定表に押印された上で、選挙長が点検し効力を決定しており、特段の疑義を生ぜしめる事情は認められず、開披再点検を行う必要は認められない。

よって、当選人の当選を無効とする申出人の主張には理由はなく、当委員会は主文のとおり決定する。

令和5年6月9日

選挙管理委員会

選告示第32号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

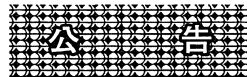
令和5年6月15日

長野県選挙管理委員会委員長 北 島 靖 生

34,296	34,265
314,349	314,156
109,841	109,698
71,718	71,679
45,479	45,430
18,961	18,922
42,859	42,811
13,413	13,391
18,917	18,903

別表中	11,635	を	11,633	に改める。
	18,186		18,176	
	8,867		8,865	
	17,612		17,581	
	7,498		7,481	
	6,182		6,162	
	21,429		21,424	
	18,396		18,388	
	39,689		39,670	
	20,734		20,734	
	8,222		8,215	
	27,157		27,150	
	6,545		6,527	
	22,463		22,464	
	7,269		7,249	
8,533	8,536			

選挙管理委員会



公告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定により、令和4年度決算の要旨を公告します。

令和5年6月15日

長野県市町村職員共済組合 理事長 金子 ゆかり

1 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金 保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金 管理	経過的長期 預託金 管理	業務	保健	貸付	物資	
資産	流動資産	5,909,423	224	0	0	8,799	0	794,433	1,382,117	16,204	305,510
	固定資産					141,000	0	23,903		828,449	
資産合計		5,909,423	224	0	0	149,799	0	818,336	1,382,117	844,653	305,510
負債	流動負債	40,777	224	0	0			3,851	1,312	52	60,506
	固定負債	1,440,421				149,799	0	400,827	21,750	147,922	18,819
	負債合計	1,481,198	224	0	0	149,799	0	404,678	23,062	147,974	79,325
純資産	利益剰余金	4,428,225						413,658	1,359,055	696,679	226,185
	欠損金	0									
	純資産合計	4,428,225	0	0	0	0	0	413,658	1,359,055	696,679	226,185
負債・純資産合計		5,909,423	224	0	0	149,799	0	818,336	1,382,117	844,653	305,510